

お客さま各位

**「電子交換所における手形交換業務の開始」を踏まえた
規定等の改定のお知らせ**

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2022年11月4日より開始されます電子交換所における交換業務の変更に伴いまして、「当座勘定規定（一般用）」の一部を、次のとおり2022年11月4日より改定致しますので、お知らせいたします。

1. 改定する規定

規定名称	改定日
当座預金規定（一般用）	2022年11月4日（金）

2. 改正する内容

「当座勘定規定（一般用）」について、以下のとおり改定いたします。

（下線部が変更箇所）

改正後 当座勘定規定（一般用）	現行 当座勘定規定（一般用）
<p>1.（預金契約の成立） 当座勘定（以下「この預金」といいます。）に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定に基づき当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。</p> <p>2.（当座勘定への受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫の手数料一覧に定める代金取立手数料をいただきます。</p> <p>3.（証券類の受入れ） (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p> <p>4.（本人振込み） (1) 当金庫の他の本支店又は他の金融機関を通じてこの預金口座に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>5.（第三者振込み） (1) 第三者が当店でこの預金口座に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) 第三者が当金庫の他の本支店又は他の金融機関を通じてこの預金口座に振込みをした場合には、第4条と同様に取扱います。</p>	<p>1.（預金契約の成立） 当座勘定（以下「この預金」といいます。）に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定に基づき当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。</p> <p>2.（当座勘定への受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫の手数料一覧に定める代金取立手数料をいただきます。</p> <p>3.（証券類の受入れ） (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p> <p>4.（本人振込み） (1) 当金庫の他の本支店又は他の金融機関を通じてこの預金口座に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>5.（第三者振込み） (1) 第三者が当店でこの預金口座に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) 第三者が当金庫の他の本支店又は他の金融機関を通じてこの預金口座に振込みをした場合には、第4条と同様に取扱います。</p>

6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、又は振込みは受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れ又は支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

8. (手形、小切手の支払い)

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、この預金口座から支払います。
ただし、この預金口座について債権保全の必要があるときには支払いできません。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形又は小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までにこの預金口座に受入れ又は振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) この預金口座から払戻すときは、小切手を使用してください。

9. (手形、小切手用紙)

- (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形又は小切手については、当金庫はその支払いをしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形又は小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形又は小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとし、
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形又は小切手の写しを交付します。
ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

10. (支払いの範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額がこの預金口座の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

11. (支払いの選択)

- (1) 同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額がこの預金口座の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金者に相続が開始した後(当金庫が預金者の死亡の事実を知った後)は、当該預金者の共同相続人の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じです。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200

6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、又は振込みは受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れ又は支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

8. (手形、小切手の支払い)

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、この預金口座から支払います。
ただし、この預金口座について債権保全の必要があるときには支払いできません。
(追加)
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までにこの預金口座に受入れ又は振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) この預金口座から払戻すときは、小切手を使用してください。

9. (手形、小切手用紙)

- (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形又は小切手については、当金庫はその支払いをしません。
(追加)
- (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
(追加)
- (追加)

10. (支払いの範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額がこの預金口座の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

11. (支払いの選択)

- (1) 同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額がこの預金口座の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金者に相続が開始した後(当金庫が預金者の死亡の事実を知った後)は、当該預金者の共同相続人の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じです。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200

改正後	現 行
<p>条第3項の保全処分、又は民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>12. (過振り)</p> <p>(1) 第10条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.00%（年365日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。</p> <p>(3) 第1項により当金庫が支払いをした後に15時までこの預金口座に受入れ又は振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には不足金に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4) 第1項による不足金、及び第2項による損害金の支払いがない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、本人からこの預金口座に受入れ又は振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</p> <p>13. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、この預金口座からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>14. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額をこの預金口座から引落します。</p> <p>15. (印鑑等の届出)</p> <p>(1) この預金口座の取引に使用する印章は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>(2) 代理人により取引をする場合には、預金者からその名称と印章を前項と同様に届出てください。</p> <p>16. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、又は 印鑑、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留資格・在留期間その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知又は送付する書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) この預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この預金口座の開設後も、この預金口座の取引にあたり、当金庫は法令等で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。</p> <p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の名称その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の名称その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p>	<p>条第3項の保全処分、又は民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>12. (過振り)</p> <p>(1) 第10条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.00%（年365日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。</p> <p>(3) 第1項により当金庫が支払いをした後に15時までこの預金口座に受入れ又は振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当金庫が認めた場合には不足金に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4) 第1項による不足金、及び第2項による損害金の支払いがない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、本人からこの預金口座に受入れ又は振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</p> <p>13. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、この預金口座からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>14. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額をこの預金口座から引落します。</p> <p>15. (印鑑等の届出)</p> <p>(1) この預金口座の取引に使用する印章は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>(2) 代理人により取引をする場合には、預金者からその名称と印章を前項と同様に届出てください。</p> <p>16. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、又は 印鑑、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留資格・在留期間その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知又は送付する書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) この預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この預金口座の開設後も、この預金口座の取引にあたり、当金庫は法令等で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。</p> <p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の名称その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の名称その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p>

改正後	現 行
<p>(4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者及びその補助人、保佐人、後见人若しくはそれらの承継人は取消しを主張できません。</p>	<p>(4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者及びその補助人、保佐人、後见人若しくはそれらの承継人は取消しを主張できません。</p>
<p>18. (印鑑照合等)</p>	<p>18. (印鑑照合等)</p>
<p>(1) 手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただけ、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>(1) 手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただけ、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(追加)</u> を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p>	<p>19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p>
<p>(1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>20. (線引小切手の取扱い)</p>	<p>20. (線引小切手の取扱い)</p>
<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(又は届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(又は届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>
<p>21. (自己取引手形等の取扱い)</p>	<p>21. (自己取引手形等の取扱い)</p>
<p>(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。</p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。</p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>22. (利 息)</p>	<p>22. (利 息)</p>
<p>この預金口座には利息をつけません。</p>	<p>この預金口座には利息をつけません。</p>
<p>23. (残高の報告)</p>	<p>23. (残高の報告)</p>
<p>この預金口座の受払い又は残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。</p>	<p>この預金口座の受払い又は残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。</p>
<p>24. (譲渡、買入れの禁止)</p>	<p>24. (譲渡、買入れの禁止)</p>
<p>この預金口座は、譲渡又は買入れすることはできません。</p>	<p>この預金口座は、譲渡又は買入れすることはできません。</p>
<p>25. (反社会的勢力との取引拒絶)</p>	<p>25. (反社会的勢力との取引拒絶)</p>
<p>この預金口座は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</p>	<p>この預金口座は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</p>
<p>26. (取引の制限等)</p>	<p>26. (取引の制限等)</p>
<p>(1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住す</p>	<p>(1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住す</p>

改正後	現 行
<p>る場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。また、届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。なお、当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>る場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。また、届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。なお、当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等取引の全部又は一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>27. (解 約)</p>	<p>27. (解 約)</p>
<p>(1) この預金口座は、債権保全の必要があるとき以外には、いつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① この預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 本人が、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、及び前条第1項若しくは第3項に基づき申告した内容や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>⑤ この預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>(1) この預金口座は、債権保全の必要があるとき以外には、いつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① この預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 本人が、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、及び前条第1項若しくは第3項に基づき申告した内容や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>⑤ この預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>

改正後	現行
<p>⑥ この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>⑥ この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p>28. (取引終了後の処理)</p>	<p>28. (取引終了後の処理)</p>
<p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手又は引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、この預金口座の決済を完了してください。</p>	<p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手又は引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、この預金口座の決済を完了してください。</p>
<p>29. (手形交換所規則による取扱い)</p>	<p>29. (手形交換所規則による取扱い)</p>
<p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についてもこの預金口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についてもこの預金口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>30. (個人情報情報センターへの登録)</p>
	<p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p>① <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u></p> <p>② <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>③ <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</u></p>
<p>31. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>31. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p>(1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、又は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等の期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>(1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、又は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等の期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>

改正後	現 行
<p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>32. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取扱います。</p> <p>33. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当金庫が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間又は償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日とします。) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動(当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。)があったこと B. 手形又は小切手の提示その他の第三者による支払いの請求(当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。) C. 預金者から、この預金について、次に掲げる情報の提供の求め(休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受取る住所地 D. 預金者からの申出による次に掲げる契約内容の変更があったこと (a) キャッシュカードの再発行 (b) 印章(共通印鑑を除きます。)及びキャッシュカードの紛失又は盗難 E. 預金者が次に掲げる情報の全部又は一部を受領したこと (a) 当金庫名称及びこの預金を取扱う店舗の名称 (b) この預金の種別 (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項 (d) この預金の名義人の名称 (e) この預金の元本の額 F. 当金庫が預金者に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。</p> <p>34. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p>	<p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>32. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取扱います。</p> <p>33. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当金庫が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間又は償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日とします。) ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動(当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。)があったこと B. 手形又は小切手の提示その他の第三者による支払いの請求(当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。) C. 預金者から、この預金について、次に掲げる情報の提供の求め(休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受取る住所地 D. 預金者からの申出による次に掲げる契約内容の変更があったこと (a) キャッシュカードの再発行 (b) 印章(共通印鑑を除きます。)及びキャッシュカードの紛失又は盗難 E. 預金者が次に掲げる情報の全部又は一部を受領したこと (a) 当金庫名称及びこの預金を取扱う店舗の名称 (b) この預金の種別 (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項 (d) この預金の名義人の名称 (e) この預金の元本の額 F. 当金庫が預金者に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと、但し、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。</p> <p>34. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 前項の場合、預金者は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替債権の支払いを受けることができます。</p> <p>(3) 預金者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p>① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金又は当金庫からの入金であって法令又は契約に定める義務に基づくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと</p> <p>② この預金について、手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求(当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。)が生じたこと</p> <p>③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと</p> <p>(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p>① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること</p> <p>② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること</p> <p>③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p>	<p>(2) 前項の場合、預金者は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替債権の支払いを受けることができます。</p> <p>(3) 預金者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p>① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金又は当金庫からの入金であって法令又は契約に定める義務に基づくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと</p> <p>② この預金について、手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求(当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。)が生じたこと</p> <p>③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと</p> <p>(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p>① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること</p> <p>② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること</p> <p>③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p>
<p>35. (規定の変更)</p> <p>(1) この規程の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。</p>	<p>35. (規定の変更)</p> <p>(1) この規程の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。</p>
<p style="text-align: right;">以 上 (2022年11月4日現在)</p>	<p style="text-align: right;">以 上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。</p> <p>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭に</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。</p> <p>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、<u>※、★</u>などの終止符号<u>(追加)</u>を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭に</p>

改正後

は「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項又は第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

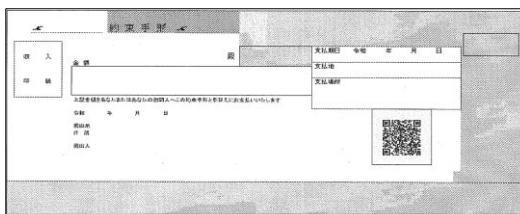
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（次頁図斜線部分）は使用しないでください。
また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4	
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	肆
	5		6		7		8		9	
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	玖
	10		100		1,000		10,000			
漢数字	仕	百	陌	佰	千	任	阡	万	萬	

＜その他＞ 金、円、圓（円の異体字）、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙



以上

(2022年11月4日現在)

為替手形用法

- この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。
 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

現行

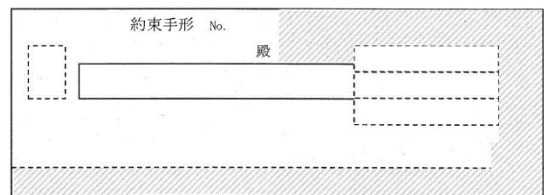
は「金」を、その終りには「円」を記入してください。
(追加)

(追加)

- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
(追加)
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（次頁図斜線部分）は使用しないでください。
(追加)
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

(追加)

(追加)



以上

(2020年4月1日現在)

為替手形用法

- この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。
 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

改正後

現行

4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。
(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「、」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4)金額欄には、第2項又は第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。
ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

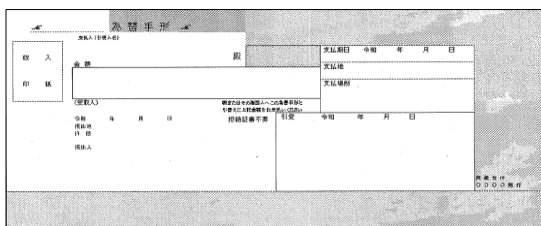
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。
(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号(追加)を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、參、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
(追加)
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
(追加)
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。
ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4	
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	參	參
	5		6		7		8	
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八
	10		100		1,000		10,000	
漢数字	十	百	百	佰	千	任	仟	万

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

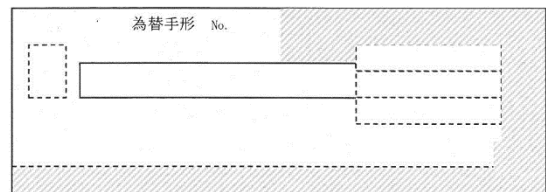
●為替手形用紙



以上
 (2022年11月4日現在)

(追加)

(追加)



以上
 (2020年4月1日現在)

改正後 小切手用法	現 行 小切手用法																																																																										
<p>1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4)金額欄には、<u>第2項又は第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>1</u></td> <td colspan="2"><u>2</u></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="2"><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>壺</td><td>弍</td><td>弍</td><td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td><td>参</td><td>参</td><td>四</td><td>泗</td><td>肆</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>5</u></td> <td colspan="2"><u>6</u></td> <td colspan="2"><u>7</u></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>五</td><td>伍</td><td>六</td><td>陸</td><td>七</td><td>漆</td><td>質</td><td>八</td><td>捌</td><td>九</td><td>玖</td><td>拾</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="2"><u>100</u></td> <td colspan="2"><u>1,000</u></td> <td colspan="2"><u>10,000</u></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>十</td><td>百</td><td>陌</td><td>佰</td><td>千</td><td>仟</td><td>阡</td><td>万</td><td>萬</td><td colspan="3"></td> </tr> </table> <p><u><その他> 金、円、圓(円の異体字)、億</u> <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2022年11月4日現在)</p>		<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>		漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾		<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		<u>10,000</u>						漢数字	十	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬				<p>1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、<u>※、★</u>などの終止符号<u>(追加)</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>(追加)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>(追加)</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。 <u>(追加)</u></p> <p>7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2020年4月1日現在)</p>
	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>																																																																				
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆																																																															
	<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>																																																																
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾																																																															
	<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>		<u>10,000</u>																																																																				
漢数字	十	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬																																																																		

以 上